

平成 22 年 12 月 2 日

金融商品専門委員会
ディスカッション・ポイント

1. これまでの審議の状況

我が国の金融商品会計基準では、現状、金融負債の分類及び測定について、概ね国際的な会計基準と同様の取扱いが採用されている。他方、IASB と FASB は、本件について、会計基準の改訂に向けた作業を進めている。特に、IASB は、2010 年 10 月に、金融負債の分類及び測定について IFRS 第 9 号「金融商品」に取り込んでいる。

こうした状況を踏まえ、本年 10 月 21 日に開催された委員会において、IFRS とのコンバージェンスを図る観点から「検討状況の整理」を進めていくことが概ね了解されている（その他の主な議事概要は、審議資料(6)-3 第 20 項を参照）。

2. ディスカッション・ポイント

本日の委員会では、金融負債の分類及び測定に関するプロジェクトの進め方について、以下のポイントを中心にご審議を頂けますよう、お願い致します。

- 金融負債におけるトレーディング目的区分の新設や公正価値オプションの導入を含め、IFRS 第 9 号における分類及び測定方法をベースとして、検討を進めてはどうか。
- 金融負債に公正価値オプションを適用する場合、自己の信用リスク部分（注）について、原則、その他の包括利益（OCI）に計上するアプローチを採用してはどうか。
- 公正価値オプションが適用されていた金融負債が満期前に譲渡等された場合、OCI に一旦計上された金額について純利益に組替調整（リサイクリング）について、これをすすめる案、しない案の 2 案を掲げているが、この点についてどう考えるか。

（注）自己の信用リスク部分の算定方法については、公正価値の変動額のうち、市場状況の変動に起因しない部分を算定する方法、信用リスクの変動に起因する部分をより忠実に表現すると企業が考える別の方法、の選択を認める案を提示。

以 上